

MHM Asian Legal Insights

第 158 号 (2023 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : [P2P レンディングに関する OJK 通達の施行](#)
2. タイ : [イニシャル・コイン・オファリング \(Initial Coin Offering : 「ICO」\) に対する新たな規制の導入](#)
3. シンガポール : [就労ビザの COMPASS 制度の導入](#)
4. マレーシア : [会社法改正法案](#)
5. フィリピン : [休眠会社等の登録抹消等に関するガイドライン](#)
6. ミャンマー : [ミャンマー中央銀行による外国為替管理の近時の動向～①オンライン市場での為替レートの自由化、②輸出代金への強制兌換措置の適用に関するアップデート](#)

今月のコラム [ーインドの国名が変わる？ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 158 号 (2023 年 12 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. インドネシア：P2P レンディングに関する OJK 通達の施行

本レター141号で紹介したP2P レンディングに関する金融庁（「OJK」）規則 2022 年 10 号（「本規則」）の下位規則として、OJK は、2023 年 11 月 8 日付けで、P2P レンディングに関する通達（Information technology-based co-funding services の組織に関する OJK 通達 2023 年 19 号：「本通達」）を制定・施行しました。

P2P レンディングとは、オンライン・プラットフォームを通じて、貸付人と借入人をマッチングし、資金需要のある借入人に対して、貸付人が融資を行うものです。インドネシアでは、インターネットやスマートフォンの普及率が高いことも相まって、広く普及している金融サービスとなります。

2022 年に本規則が制定されたことにより、P2P レンディングに関する規制の充実化

MHM Asian Legal Insights

が図られましたが、一部については下位規則に詳細を委ねることとされていました。また、法令上詳細な規定がない事項については、P2P レンディング協会（Asosiasi Fintech Pendanaan Bersama Indonesia:「AFPI」）が定めるガイドライン（「AFPI ガイドライン」）において定められていたところ、本通達は AFPI ガイドラインの内容も踏まえて、その詳細を法制化するものとなります。

本レターでは、本通達の中でも重要と思われる点を紹介します。

(1) 利息等・遅延損害金の上限

本通達施行以前においては、P2P レンディングサービスを通じた貸付けについて、利息等（手数料名目のフィーを含む）、遅延損害金の上限を規定した法令等はなく、AFPI ガイドラインが存在するのみでした。

本通達は、P2P レンディングサービスを通じた貸付けについて、①製造又はサービス提供を行う事業者のために行う貸付け（「事業者向け融資」）及び②物品又はサービスを消費する目的であり、事業者向けの融資には該当しない貸付け（「消費者向け融資」）に分類し、以下のとおり、利息、手数料、その他の手数料（「利息等」）及び遅延損害金の上限を規定しています（いずれも一日当たりの上限、以下同様）。

融資分類	事業者向け融資		消費者向け融資		
	2024年1月1日 から2年間	2026年1月1日 以降	2024年1月1日 から1年間	2025年1月1日 から1年間	2026年1月1日 以降
利息等	0.1%	0.067%	0.3%	0.2%	0.1%
遅延損害金	0.1%	0.067%	0.3%	0.2%	0.1%

利息等と遅延損害金に関する上記各上限は、AFPI ガイドラインで設定されていた上限（利息等については0.4%、遅延損害金については0.8%）と比べて、相当程度低く設定されています。

また、本通達上、借入人に請求することができる利息等及び遅延損害金の総額は、貸付額の100%を超えてはならないものとされています。

(2) P2P レンディングにおける貸付実行フローの詳細

本通達は、P2P レンディングサービスの実施に関して、P2P レンディングサービス事業者（P2P レンディングプラットフォームのサービス提供者：「P2P オペレーター」）がオンライン・プラットフォーム上において行うべき情報開示、貸付人及び借入人の審査手続の詳細が定められています。

借入人の審査手続について、借入申込者に対して、その資質や返済能力等を勘案したスコアリングを行うものとされています。消費者向け融資の場合は、スコアリング

MHM Asian Legal Insights

の判断基準の一つとして、①借入申込者の借入元本金額・利息等の合計額（当該借入申込者の全債権者に対する借入元本金額・利息等合計額の総額）と②当該借入申込者の収入を比較することが基準とされています。消費者向け融資の場合の借入申込者の借入元本金額・利息等の上限は以下のように設定されています（日本の総量規制に相当するものと思われます）。

- (a) 本通達の制定後 1 年目は借入申込者の収入の 50%まで
- (b) 本通達の制定後 2 年目は借入申込者の収入の 40%まで
- (c) 本通達の制定後 3 年目は借入申込者の収入の 30%まで

また、本通達では、P2P オペレーターは、借入申込者が、借入申込みを行った当該 P2P オペレーターを含む 3 社を超える P2P オペレーターを通じた借入れを行っていないことを確認しなければならないものとされています。

(3) その他

本通達は上記のほかにも、P2P オペレーターが行うことのできる事業内容、第三者に対する業務委託、個人情報処理及び債権回収に関する規定等を定めています。

例えば、第三者に対する業務委託については、本通達上、P2P オペレーターのコア業務となるスコアリングやオンライン・プラットフォームの基幹となる IT 業務は第三者に対して業務委託を行うことができないものとされています。また、債権回収については、債権回収を行う人材は職責・倫理について十分な訓練を受けていることや、債務者の平穩を害さない態様での回収を行う必要があるとされており、従前 AFPI ガイドラインに規定されていた内容が踏襲されています。

(4) 最後に

本通達は 2023 年 11 月 8 日付けで施行されていますが、同日よりも前に実行されている P2P レンディングサービスを通じた貸付けについては遡及して適用されないものとされており、施行日以降に実行される貸付けや施行日以降に既存契約の変更が行われる場合には本通達が適用されます。

上記のとおり、従前 AFPI ガイドラインに定められていた内容が踏襲される形で法制化されている部分も多いですが、例えば、利息等・遅延損害金については AFPI ガイドラインの上限よりも相当程度低い率の上限が規定されていること等もあり、P2P レンディングを通じた貸付実務に与える影響は小さくないものと思われます。

MHM Asian Legal Insights

(ご参考)

本レター第 141 号 (2022 年 8 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065313/20220822-102318.pdf>

弁護士 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季

☎ +62-811-1923-4005 (インドネシア)

✉ zaki.shahab@mhm-global.com

2. タイ : イニシャル・コイン・オファリング (Initial Coin Offering : 「ICO」) に対する新たな規制の導入

タイの証券取引委員会(「SEC」)は、暗号資産を利用した資金調達手段であるイニシャル・コイン・オファリング(「ICO」)に対する新たな規制を導入しました。ICOの中には、いくつかの種類がありますが、この規制は、デット型ICO(Debt-like ICO)とインフラ裏付型ICO(Infra-backed ICO)を対象とするもので、2023年11月16日から適用されています。

(1) デット型 ICO

デット型ICOは、基礎となるプロジェクトの業績にかかわらず、元本と金利があらかじめ定められている、ローン類似のデジタル資産が発行されるICOです。このデット型ICOの発行がSECに承認されるためには、発行者は、プロジェクトの信頼性について、ICOポータル(SECに認可されたICOのための電子システムを提供する事業者)又は独立した専門家による、合理的かつ信頼できる評価を実施する必要があります。また、この評価は、特に元本返済能力に関連するリスク評価に重点を置いた上で、開示される必要があります。これは、投資家が十分な情報に基づく投資判断ができるようにするものです。

(2) インフラ裏付型 ICO

インフラ裏付型ICOは、特定のインフラ事業の収益からリターンを得られるデジタル資産が発行されるICOです。インフラ裏付型ICOとインフラトラスト(インフラプロジェクトへの投資を目的とする投資信託)の類似性を考慮し、インフラトラストに関する従来の規制との基準を合わせる形で、ICOの対象となるインフラの定義、実施すべきデューデリジェンスと資産評価に関する要件、ICOに関与する受託者の義務や業務等に関して、規制が改定されました。

タイでは、現在のところ、ICOの件数は、まだ多くはありません。投資家保護とICO

MHM Asian Legal Insights

のリスクの緩和を目的とする今回の規制が、今後のタイにおける ICO の拡大につながるかが注目されます。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)
✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 千原 剛
☎ +66-2-009-5079 (バンコク)
✉ go.chihara@mhm-global.com

3. シンガポール：就労ビザの COMPASS 制度の導入

シンガポール労働省（Ministry of Manpower：「MOM」）は、2023年9月1日、一般的に日本人がシンガポールで取得する就労ビザである Employment Pass（「EP」）について、新たな審査枠組みとして、Complementarity Assessment Framework（「COMPASS 制度」）の運用を開始しました。COMPASS 制度は、EP の新規申請には 2023年9月1日から、EP の更新申請には 2024年9月1日から適用されます。

シンガポールでは、原則として、ローカル人材（シンガポール国民・永住権保持者）向けの求人広告を所定の媒体（MyCareersFuture）で最低 14 日間掲載する必要があり、適切なローカル人材がいなかった場合に外国人の雇用を検討し、EP を申請することができます。次に、この COMPASS 制度の下で EP の申請が認められるには、月額給与の最低基準（原則 5,000 シンガポールドル（約 53 万 5,000 円））を満たす必要があることに加え、以下の C1～C4 の基本基準及び C5～C6 の附属基準に照らして合計 40 ポイント以上を獲得する必要があります。本稿では各基準項目の概要について紹介いたします。

(1) C1.申請者の給与

基準 C1 では、申請者の月額固定給与に応じてポイントが付与されます。具体的には、事業セクターごとに、ローカル PMET 従業員（固定月額給与 3,000 シンガポールドル（約 32 万 1,000 円）以上の従業員）の年齢ごとの月額固定給与のベンチマークが MOM によって公表されており、申請者の月額固定給与が、EP スポンサー企業が所属する事業セクターにおける、年齢に応じたベンチマーク以上の金額であれば、ポイントが付与されます。

C1.申請者の給与	
基準	ポイント
年齢に応じた月額固定給与額が上位10%以内に属する場合	20
上位35%以上、10%未満に属する場合	10
上位35%に満たない場合	0

MHM Asian Legal Insights

(2) C2.申請者の学歴

基準 C2 では、申請者の学歴に応じてポイントが付与されます。

MOM は、QS 世界大学ランキング等を参考に、独自のトップティア教育機関のリストを策定しており、同リストがウェブサイトで公開されています（日本の大学も含まれます）。申請者が同リスト掲載大学の卒業生である場合には 20 ポイントが付与され、それ以外の大学の卒業生又は専門資格保持者には 10 ポイントが付与されます。

C2.申請者の学歴	
基準	ポイント
トップティア機関卒業	20
上記以外の大学卒業又は専門資格保持者	10
上記以外	0

(3) C3.企業の多様性

基準 C では、スポンサー企業の PMET 従業員における国籍構成に応じて、ポイントが付与されます。外国人従業員の国籍が偏らないようにする目的で、申請者の国籍がスポンサー企業の既存の外国人従業員らの国籍と異なる場合に、より高いポイントが付与されます。

C3.企業の多様性	
基準	ポイント
申請者の国籍が、スポンサー企業の従業員の国籍別割合の5%未満を占める国籍である場合	20
5%～25%未満を占める国籍である場合	10
25%以上を占める国籍である場合	0

(4) C4.企業の現地雇用支援

基準 C4 では、スポンサー企業の PMET 従業員に占めるローカル PMET 従業員の割合（「ローカル PMET 割合」）に応じてポイントが付与されます。MOM による事業セクターごとの統計基準値に照らし、スポンサー企業のローカル PMET 割合が、所属する事業セクターにおける基準値の上位に位置付けられる場合にポイントが付与されます。

C4.企業の現地雇用支援	
基準	ポイント
スポンサー企業のローカルPMET割合が、所属する事業セクターの基準値の上位50%以内に属する場合	20
上位80%以上、50%未満に属する場合	10
上位80%に満たない場合	0

(5) C5.申請者の技能

基準 C5 では、シンガポールにおいて人材が不足している職業に申請者が従事する場合に、ポイントが付与されます。人材不足とされる職業リスト（「不足職業リスト」）は MOM のウェブサイトで開催されています。不足職業リストには、現在、アグリテック、金融サービス、グリーン・エコノミー、ヘルスケア、情報通信技術及び海運・海事の 6 分野から 27 の職業が掲載されています。

MHM Asian Legal Insights

なお、職務内容、職務経験及び資格・認定につき厳格な審査が課されることに留意が必要です。

C5.申請者の技能

基準	ポイント
不足職業リストに掲載の職業に従事し、スポンサー企業の全PMET従業員の国籍別構成に占める割合の3分の1未満に該当する国籍の場合	20
不足職業リストに掲載の職業に従事し、スポンサー企業の全PMET従業員の国籍別構成に占める割合の3分の1以上に該当する国籍の場合	10

(6) C6.企業の戦略的経済優先

基準 6 では、シンガポール政府の政策により、各省庁、経済機関及び労働組合等の関連機関が推進する所定のプログラムにスポンサー企業が参画する場合にポイントが付与されます。所定のプログラムのリストがMOMのウェブサイトで公開されていますが、プログラムの数・内容は限定的で、ポイント獲得には関連推進機関の推薦が必要となります。

C6.企業の戦略的経済優先

基準	ポイント
所定のプログラムに参画	10

なお、COMPASS 制度運用においては一定の緩和措置が設けられており、固定月額給与が 22,500 シンガポールドル（約 241 万円）以上の場合、COMPASS 制度の適用が免除されます。また、小規模会社向けの緩和措置として、基準 C3 及び C4 において、スポンサー企業の PMET 従業員の人数が 25 名未満の場合は、自動的に 10 ポイントが付与されます。

COMPASS 制度の導入によって、シンガポールにおける EP 発給に必要とされる基準値がある程度公開され、日系企業をはじめとする企業は外国人の採用及び EP 取得に向けてより具体的な事前検討が可能となりましたが、COMPASS 制度における上記基準は MOM により定期的に更新されるともされており、申請時期に合わせて最新情報を確認する必要があると思われます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

✉ megumi.arima@mhm-global.com

弁護士 橘川 文哉

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. マレーシア：会社法改正法案

2023年11月28日、会社法改正法案が下院を通過しました。改正法案は主に会社の実質的所有者に関する規定を改正するものであり、その要点について、以下のとおりご紹介いたします。

(1) 「実質的所有者 (beneficial owner)」の定義の変更

現状の会社法2条においては、実質的所有者は「株式の最終的な所有者であり、肩書を問わず、ノミニーは含めない」と定義されています。なお下記(2)で言及するマレーシア会社登記所 (CCM) のガイドラインにおいて、実質的所有者は自然人であること、「最終的な所有者」には所有だけでなく実質的支配を含むこと、法人形態ごとの「最終的な所有者」といえるための要件（例えば株式有限責任会社の場合は20%以上の株式若しくは議決権を直接若しくは間接に保有している、又は、会社、その取締役若しくは経営を公式若しくは非公式に実質的に支配している場合がこれにあたります）が明確化されています。

改正法案においては、上記ガイドライン中の定義の要件に加えて、「会社を最終的に所有又は支配する自然人は会社の実質的所有者であり、これには会社を最終的に、実質的に支配する (exercises ultimate effective control) 者を含む」という定義が設けられることとなります。

(2) 実質的所有者名簿の作成・保管義務

現状、マレーシア会社登記所が発行する法人の実質的支配者の報告枠組みのガイドライン (Guideline for the Reporting Framework for Beneficial Ownership of Legal Persons) において、会社は実質的所有者の情報を登記上の住所（又は株主名簿の保管場所と同じ場所）において保管しておかなければならないとされています。改正法案ではこれが会社法上の義務として明記されています。

改正法案では、会社は、実質的所有者の氏名、住所、国籍、ID、常居所、実質的所有者となった日・実質的所有者でなくなった日等の情報を記載した実質的所有者名簿を保管しなければならないとされています。実質的所有者名簿は会社の登記上の住所又は登記所が指定したマレーシア国内のその他の場所で保管しなければなりません。

(3) 実質的所有者情報の取得義務

現状の会社法においては、実質的所有者の情報を取得することは会社の権利であり義務とはされていませんでした。改正法案では、会社には、自社の株主及び自社の実質的所有者であると知っている又は合理的に信じる理由があるその他の者に対し、実

MHM Asian Legal Insights

質的所有者に関する情報を提供するように求める通知を行う義務等が課されます。

これまででも CCM のガイドラインにしたがって実質的所有者に関する情報の収集・保管が各社で行われてきたと理解しておりますが、改正法案ではガイドラインの内容が会社法上の義務として規定され、違反の場合には罰則も課せられることとなります。マレーシアに拠点を有する日系企業の皆様においては留意が必要な法改正となります。

弁護士 田中 亜樹
 ☎ 03-6266-8919 (東京)
 ✉ aki.tanaka@mhm-global.com

5. フィリピン：休眠会社等の登録抹消等に関するガイドライン

2023年10月26日、フィリピンの証券取引委員会 (Securities Exchange Commission) は、(i) 設立から5年以内に組織を構築せず、又は、事業を開始しない会社、(ii) 5年間事業を行わない会社、及び、(iii) 5年間の中で3回以上、計算書類、会社情報シート (General Information Sheet) 等を提出しない会社に対して不履行状態 (Delinquent Status) の宣言や登録の抹消を行う手続等に関するガイドライン (SEC Memorandum Circular No.19:「本ガイドライン」) を決めました。本ガイドラインは同月27日に施行されています。

(1) 会社定款の不使用 (Non-use of Corporate Charter)

設立から5年以内に組織を構築せず、又は、事業を開始しない会社は、会社定款の不使用とみなされ、証券取引委員会により、会社の登録が抹消される可能性があります。

本ガイドラインは、組織の構築 (Formally Organized) 及び事業の開始 (Commenced the Transaction of Business) について以下のとおり定義しています。

組織の構築	<p>以下を実行している場合には、組織を構築しているとみなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属定款の採択及び証券取引委員会への登録 ・ 取締役及びオフィサーの選任 ・ 主たる事務所の設置 ・ 上記のほか、会社の事業又は目的の遂行のための能力の付与に必要な手続の実施
事業の開始	<p>会社の目的の達成に向けた準備行為 (以下の行為を含む。) を行っている場合には、事業を開始しているとみなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス等の賃貸借又は売買に関する契約の締結又は協議

MHM Asian Legal Insights

- ・商品、サービス、資産又は設備の売買に関する契約の締結又は協議
- ・会社の目的の達成のための契約の締結又は準備
- ・プロジェクト及び活動のための契約の締結又は準備
- ・オフィス等の建設に関する計画の立案
- ・上記のいずれかに向けた手続の実施

(2) 継続した事業休止 (Continuous Inoperation)

証券取引委員会は、5年間継続して事業を行わない会社に対し、(i) 証券取引委員会への出頭命令、又は、(ii) 30日以内に理由の説明を求める命令を行い、対応しない会社について不履行状態を宣言することができます。

不履行状態となった会社は、2年以内に事業を再開し、これを証する一定の書類を提出する必要がある、これを怠った場合には会社の登録が抹消される可能性があります。

(3) 定期報告書類の不提出 (Non-filing of Reportorial Requirements)

フィリピンの会社は、毎年、計算書類及び会社情報シートを提出する必要があります（なお、公益性のある会社は、計算書類及び会社情報シートに加え、取締役の報酬や業務執行に関する報告書も提出する必要があります。）。

これらの書類を5年間で3回提出しなかった場合には、証券取引委員会により、当該会社について不履行状態を宣言される可能性があります。不履行状態となった会社は、6か月以内にこれらの書類を提出する必要がある、これを怠った場合には会社の登録が抹消される可能性があります。

休眠会社や計算書類等を提出しない会社について、最終的に会社の登録が抹消されることは、改正会社法において規定されておりましたが、今般、本ガイドラインにおいて手続が明確化されることにより、証券取引委員会の執行が活発化する予定であり、留意する必要があります。

なお、2023年10月27日付けの証券取引委員会の通知によれば、2023年10月12日時点において、(i) 設立から5年間、会社情報シートを提出していない会社は22,403社、(ii) 5年間の中で3回会社情報シートを提出していない会社は298,335社存在するとのことです。

弁護士 園田 観希央
☎ 052-446-8651 (名古屋)
☎ 03-6266-8595 (東京)
✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

6. ミャンマー：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の近時の動向～①オンライン市場での為替レートの自由化、②輸出代金への強制兌換措置の適用に関するアップデート

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第136号（2022年4月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本外為替管理措置は、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務（「強制兌換措置」）と、外貨送金の実施に関する事前承認取得義務をその内容とするものです。直近のCBMの動向は、本レター第154号（2023年8月号）でお伝えしたとおりですが、2023年12月にも新たな動きがありましたので、以下のとおりその概要をお伝えします。

(1) オンラインでの外貨為替取引における為替レートの自由化について

CBMは、銀行宛の2023年12月5日付けLetter第FE-1/2937号（「本Letter」）において、オンライン・プラットフォームでの外国為替取引については、CBM所定の為替レートを廃止し、取引当事者間の合意による為替レート使用の自由化が認められる旨を公表しました。銀行と顧客の間におけるオンライン・プラットフォームでの外国為替取引（「オンライン為替取引」）は、CBMによる2023年6月21日付けLetter第FE-1/789号に基づき、CBMに対して所定の報告を行うこと等の条件を定めたいえでその実施が認められていたものです。

CBMは、2022年8月10日付けDirective第11/2022号に基づき、銀行や両替商等における為替レートは、CBMが公表する参考レート（2022年8月以降、1米ドルあたり2,100ミャンマーチャット）から上下0.3%以内に制限される旨を定める一方、オンライン為替取引では1米ドルあたり2,900ミャンマーチャット前後のレートの使用を事実上容認していました。その意味では、オンライン為替取引の場においては、CBMの上記規制が適用されないレートでの為替が使用されてきたと言えますが、本レターにより為替レートが完全に自由化されたこととなります。なお、本LetterによりCBMによる為替レートに関する上記規制が一般的に廃止された訳ではなく、あくまでオンライン・プラットフォームでの為替取引への適用がなくなったということに留まります。そのため、例えばミャンマー国外から送金された外貨の着金時における現地通貨への強制兌換の場面等においては、引き続き上記の参考レートが使用されることとなります。

(2) 輸入取引に関する外国送金規制の例外について

本Letterが発出された翌日、CBMは、2023年12月6日付けNotification第26/2023号（「本Notification」）を発出しました。本Notificationでは、輸出業者が輸取出

MHM Asian Legal Insights

引から得た外貨のうち 35%について、受領から 1 営業日以内に強制兌換措置の対象となることが公表されました。本レター第 154 号（2023 年 8 月号）でお伝えしたとおり、受領後 1 営業日以内に強制兌換の対象となる輸出代金の範囲は、当初 65%であったものが、2023 年 7 月に 50%に縮小されたものです。今般、本 Notification により、即時の強制兌換の対象となる範囲が更に縮小され、（受領後 30 日間に限られるものの）輸出業者による自己使用等が認められる範囲が拡大されたこととなります。

2023 年 12 月現在、ミャンマー国外からの直接投資が回復する兆しは見られず、ミャンマーでの外貨不足の状況が好転する見込みは立っていない状態が続いています。軍政下の CBM が有効な外国為替政策を打ち出すことができていないこともあり、今後も厳しい状態は続きそうです。

（ご参考）

本レター第 154 号（2023 年 8 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00068040/20230821-024913.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーインドの国名が変わる？ー

世界で通用している国名が突然変わるとすると皆様驚かれるのではないのでしょうか。今年の9月に開催された主要20か国・地域首脳会議（G20サミット）の議長国はインドでしたが、議長を務めたナレンドラ・モディ首相の議長席に記載された国名は、「INDIA」ではなく「BHARAT」であったのです。インド政府から各国首脳宛に送られた晩餐会の招待状の名義にも「INDIA」ではなく「BHARAT」が使われていたといわれています。インドは国名を「BHARAT」に変更するのでしょうか。

実は、インド国憲法の第1条第1項ではインドの国名は、「India, that is Bharat, shall be a Union of States.」と規定されており、憲法上、「INDIA」と並んでインドのヒンディー語名である「BHARAT」も正式な国名とされています。すなわち、インドとしては、国名を変更したのではなく、あくまで正式な国名（ただし、国際的な場ではこれまで使用されてこなかった国名）を記載したに過ぎない、といったこととなるようです。それでも、これまで国際的な場では「INDIA」が使用されてきたこともあり、世界でも驚きをもって受け止められたニュースとなりました。来年、インドではモディ首相が3期目を目指す総選挙が開催予定であるところ、G20サミットでの「BHARAT」の使用は、人口の8割を占めるヒンドゥー教徒への訴求という意味もあるようです。

2023年のインドは、中国を抜いて人口が世界一となったことや、無人探査機の月面着陸成功といったような大きなニュースを提供してくれました。来年も上記の総選挙の動向も含めてインドは目が離せない国となりそうです。

2020年から世界を掻き回し続けてきたコロナもようやく落ち着き、世界がコロナ前を取り戻した2023年も残りわずかとなって参りました。コロナによってリモートやオンラインの利便性に気付かされた一方で、特にコロナが明けてみると、人と人とのリアルな繋がりがやはり大事であることを改めて認識させられた1年でもあったように思います。

来るべき2024年が皆様にとってより一層素晴らしく希望に満ちた一年となりますように。どうぞよいお年をお迎えください。

（弁護士 臼井 慶宜）



朝焼けのタージ・マハル

MHM Asian Legal Insights

セミナー情報

- セミナー 『MHM インドチーム連続ウェビナー（全9回シリーズ）第4回「インド M&A の基礎(3)～デューデリジェンス～」』

視聴期間 2023年11月10日（金）～第9回配信期間末日（2024年5月中旬頃）

講師 御代田 有恒

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

NEWS

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com